

## 河川堤防道路の「車両通行規制」を実施 ～安全な河川利用のため一般車両の通行を規制します～

阿賀川河川事務所では、河川利用者への安全配慮のため、阿賀川・日橋川・湯川の堤防上にある『河川管理用通路』の通行規制を行うこととしました。

### 【経緯】

河川空間は散策等住民の方々々に自由に使用していただける憩いの空間であり、多様に利用されています。このため、河川堤防上にある河川管理用通路を一般車両が抜け道等の目的で通行すると、他の利用者の安全が脅かされることとなります。

また、河川管理用通路は、一般車両が通行するためにつくられた道路とは異なり、河川巡視用につくられた通路であるため、通路幅も狭く、ガードレール等も整備されておられません。

近年、河川管理用通路で大きな交通事故が発生しており、死亡事故が発生した箇所もあります。会津で同様の事故が起きないように、皆が安心して河川利用していただけるよう河川管理用通路の一般車両通行止めを行うこととしました。地元への説明、現地での看板周知期間が終了いたしましたので、下記のとおり規制を実施いたします。

【規制場所】 阿賀川・日橋川・湯川の河川管理用通路（阿賀川河川事務所管轄区間）

【規制開始時期】 令和3年3月22日（月）から ※恒久的に規制を実施  
（規制延長が長いため、全区間規制開始までに1週間程度要します）

### 【期待する効果】

- ・河川利用者（歩行者等）の安全確保
- ・通過交通減少による騒音・ゴミ投棄の減少
- ・河川管理施設の保全
- ・景観・動植物など河川環境の保全

### 【河川管理用通路 規制のポイント】

- ・規制箇所（堤防上、坂路下）に、バリケード等を設置。
- ・歩行者・自転車の通行は可能（歩行者・自転車の通過スペースあり）。
- ・県道・市町村道と兼用になっている通路については、規制を行いません。
- ・河川敷公園までの通路は規制を行いません。



通行規制イメージ

【お問い合わせ先】 国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 電話 0242-26-6441

担当者名 副所長（技術） 石田 正樹 （内線204）  
管理課長 服部 信 （内線331）

# 河川管理用通路 一般車両通行規制 全体図

